

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成28年11月18日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

香川県

2 事業の種類

県道黒淵本大線改築工事（村黒局部改良）

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県観音寺市村黒町字下原地内

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
237番 4	公衆用 道路	公衆用 道路	33	33.53	3.80	なし	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のA01、 A02、A03、A04及びA01 の各点を順次結ぶ直線で囲 まれた部分

(「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

大塚敏朗 大阪府大阪市北区天満橋2丁目4番18-901号(持分5分の1)

大塚雅章 福島県福島市成川字前田10番地の3(持分5分の1)

大塚安利 香川県観音寺市南町1丁目8番12号(持分5分の1)

大塚武志 香川県観音寺市村黒町238番地1(持分5分の1)

安田知子 鳥取県米子市上福原1304番地11(持分10分の1)

岡本瑞子 香川県三豊市高瀬町佐股乙538番地1(持分20分の1)

大塚将巨 香川県観音寺市大野原町福田原180番地1(持分20分の1)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 収用の裁決手続の開始を決定した日

平成28年11月15日